

平成27年1月28日改正の主な点

① 都市圏の名称の改正

- ・「地方中枢拠点都市圏」を「連携中枢都市圏」に改める

② 都市圏構想の目的の改正

- ・「集約とネットワーク化」を「コンパクト化とネットワーク化」に改める
- ・「地方が踏みとどまるための拠点」を「活力ある社会経済を維持するための拠点」に改める
- ・「高次都市機能の集積」を「高次都市機能の集積・強化」に改める 等

③ 経過措置

- ・改正前に行った地方中枢拠点都市宣言を連携中枢都市宣言とみなす